

設計図書

仕様書番号 第 6 号
作成年月日 2019. 2. 7
作成責任者 防衛技官 藤本 智子

立川宿舎エレベーター保守点検役務

業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理係	工事画主任

東立川駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 役 務 件 名 立川宿舎エレベーター保守点検役務
- 2 役 務 場 所 東京都立川市栄町1-6-1 陸上自衛隊立川宿舎A棟～I棟（9棟、9台）
- 3 役 務 概 要 年間フルメンテナンス契約による乗用エレベーターの点検保守
- 4 期 間 2019年4月1日 ～ 2020年3月31日
- 5 一 般 事 項
 - 5.1 総 則
 - 5.1.1 適用範囲

本役務は、本特記仕様書による他、国土交通省大臣官房庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとし、その点検項目以外でメーカー仕様の点検が必要な場合は、それに準じて点検を行うものとする。
 - 5.1.2 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
 - 5.1.3 電気水道使用

業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り請負業者の負担とする。
 - 5.1.4 消耗品等

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。
保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、請負業者の負担とする。
 - 5.1.5 諸法規の遵守

請負業者は当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。
 - 5.1.6 業務作業者

業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、以下の当該資格を有する者が業務を行う。
昇降機検査資格者を有し、かつ、登録昇降機検査資格者講習を修了した者

官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。
 - 5.1.7 現場代理人

請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
 - 5.1.8 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し協議する。
 - 5.1.9 安全管理

業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

役務件名	立川宿舎エレベーター保守点検役務	図面番号	1 / 15
図面名	仕様書	縮 尺	—
東立川駐屯地業務隊管理科		2019年2月	

